電子入札の注意事項

1. 全般

- ●電子入札システムの操作については、期限時刻間際とならないよう、余裕をもって操作をお願いします。
- ●工事費内訳書等の電子ファイルについては、最新パターンファイルによりウイルスチェックを行なってから添付して下さい。
- ●電子入札システムにより書類を提出する場合は、押印を省略することができます。

2. 一般競争入札(条件付)

●入札に参加する場合は、電子入札システムで入札参加表明を行なってください。入札参加表明を 行なっていない場合は、入札に参加できません。

3. 指名競争入札

●指名競争入札における指名通知書は、電子入札システム内で発行され、システムにアクセスすることで内容を確認することができます。指名通知書が発行されたことをお知らせする電子メールは、利用者登録時の連絡先メールアドレスに届きますので、電子メールの受信確認を必ず行なって下さい。また、指名を受けた場合は速やかに電子入札システムで指名通知を確認し、設計図書等のダウンロードを行って下さい。

4. 入札時

- ●入札金額の訂正や取り消しはできません。入札金額を入力する際は、厳重に確認をお願いします。
- ●工事費内訳書の添付を求められる案件については、工事費内訳書を必ず添付してください。

5. 工事費内訳書

- ●次の場合には、入札が無効となりますので注意してください。
 - ・工事費内訳書とは無関係な書類である場合
 - ・他の工事の工事費内訳書である場合
 - ・内訳の記載が全く無い場合
 - ・発注案件の工事費内訳書と特定できない場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合及び発注案件名の記載が無い場合
 - 入札者名の記載の無い場合
 - ・工事費内訳書の合計金額が、入札金額と異なる場合
- ●記入については、次のとおりお願いします。
 - ・工事費内訳書の日付は、入札した日を記入して下さい。
 - ・工事番号を記入して下さい。
 - ・工事費内訳書の押印は不要です。

6. その他

- ●開札執行時の立会い
 - ・入札者のうち希望する方については開札会場での立会いが可能です。立会いに関する要綱につ

いては、赤磐市ホームページ等でご確認ください。

- ●機器トラブル発生時の対応について
 - ・ICカードのトラブル等により、電子入札の手続きができなくなった場合は、事業者様に原因がない場合に限り、予め発注者の許可を得て書面入札に切り替えることができることとします。

●入札後の辞退

・入札では一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回を行うことはできないとされていますが、やむを得ないと認められる場合には、入札者からの申し出により、入札書提出後であっても開札執行前までの間は書面により入札の辞退ができます。